

『本人通知制度』登録された方へお知らせ

「本人通知制度」とは、戸籍の証明書や住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付したときに、あらかじめ登録している本人にその事実を通知する制度です。

1. 通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し及び住民票除票の写し
- ・住民票記載事項証明
- ・戸籍の附票の写し及び除籍の附票の写し
- ・戸籍謄本（全部事項証明書）・戸籍抄本（一部事項証明書）
- ・戸籍記載事項証明書及び除籍記載事項証明書

2. 交付事実のお知らせは、本人等以外の第三者からの請求により、上記に該当する証明書が交付された場合に、通知します。

◆本人等とは？

- ・住民票においては、本人及び本人と同一世帯に属する者をいいます。
- ・戸籍においては、戸籍に記載のある者、その配偶者、直系尊属、直系卑属をいいます。

◆第三者とは？

- ・本人等又は国若しくは地方公共団体の機関以外の者で、本人の代理人も含まれます。

◆通知の内容は？

- ・交付年月日、交付した証明書の種類・通数、交付請求者の種別（代理人、第三者の別）

◆通知の対象とならないもの

- ・弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士からの紛争処理や解決手続きについての代理業務に係る請求や、密行性が求められる理由による交付
- ・個人番号カード（マイナンバーカード）によるコンビニエンスストアでの交付

3. 登録内容に変更があった場合は、届出が必要です。

- ◆住所・本籍が変わったときや、婚姻・養子縁組等により氏名が変わったときなど、登録した内容に変更があった場合は、速やかに変更の届出をしてください。（別紙「変更届出書」）届出がない場合は、通知ができないことがあります。また、通知が返戻された場合は、登録を廃止する場合がありますのでご注意ください。

◆届出窓口は？

市役所（市民課窓口）、武里出張所、または 庄和総合支所市民窓口担当

※ 来庁できない場合は、郵送の届出も可能です。詳しくは、下記へお問い合わせください。

申込日	令和 年 月 日
申込者	

登録は、申込日の翌日からとなります。また、廃止の届出がない限り、登録が継続されます。

【問合せ先】春日部市 市民生活部 市民課 戸籍担当

住所 〒344-8577 埼玉県春日部市中央7丁目2番地1

電話 048-736-1111（内線）2656・2657

※休み明けは窓口が大変混雑することがございます。

ご迷惑をお掛けいたしますがご理解・ご協力をお願いいたします。